

足立区特別養護老人ホーム入所調整運営要領

(目的)

第1条 この要領は、足立区特別養護老人ホーム入所調整運営要綱（以下「要綱」という。）に基づく足立区内特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する細目を定めることにより、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

(申込様式)

第2条 要綱第3条第1項に規定する入所申込書兼調査書様式は、第1号様式とする。

2 要綱第3条第2項に規定する届出の様式は、第1号様式によるものとする。ただし、変更内容が入所希望者の住所・電話番号並びに入所希望者が区外住所の場合の要介護度、連絡先及び入所希望施設の変更である場合は、入所申込簡易変更届（第2号様式）によることができる。

3 要綱第4条第1項に規定する届出の様式は、入所申込辞退届（第3号様式）によるものとする。

(優先入所評価基準)

第3条 要綱第6条に規定する優先入所第一次評価基準は、別表1に定めるとおりとする。

2 申込書を受理した施設は、第一次評定として別表1の個別的状況の欄に定める申込者の状況に応じ、同表の点数の欄に定める点数を加算することにより申込者の点数を算定するものとする。

3 優先入所第二次評価基準を別記のとおり定める。

4 要綱第13条に定める特養入所検討委員会の審査（以下「第二次評定」という。）は、優先入所評価第二次基準により行うものとする。

5 第二次評定により算定された点数を申込者の総合点数とする。

(検討委員会の組織)

第4条 要綱第7条に規定する特養入所検討委員会は、別表2に掲げる職にあるものを委員として構成する。

2 委員長は、高齢福祉課長とし、特養入所検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は区職員から1名、区内特別養護老人ホーム施設長から1名を選出する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 特養入所検討委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第6条 その他この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成15年7月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成15年10月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成18年1月20日から適用する。

付 則（21足福サ発第256号 平成21年4月30日 福祉部長決定）

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

付 則（２６足福サ発第１４９３号 平成２６年１０月３０日 福祉部長決定）

- 1 この要領は、平成２６年１２月２４日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、平成２６年１０月１日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の要領第２条の規定による第１号様式は、入所希望施設の受付日を平成２６年１１月３０日までとする場合において、なお使用することができる。

付 則（２８足福高発第１９３５号 平成２８年９月１日 福祉部長決定）

この要領は、平成２８年９月１日から施行する。

付 則（２８足福高発第２８２５号 平成２８年１１月１８日 福祉部長決定）

- 1 この要領は、平成２８年１２月１日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の要領第２条の規定による第１号様式は、入所希望施設の受付日を平成２８年１１月３０日までとする場合において、なお使用することができる。

付 則（２９足福高発第３３５２号 平成２９年１２月８日 福祉部長決定）

この要領は、平成２９年１２月８日から施行する。

付 則（３０足福高発第４３４４号 平成３１年２月１２日 福祉部長決定）

この要領は、平成３１年２月１２日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

1 介護認定

個別的状況	点数
要介護 5	10
4	9
3	8
2	4
1	2

2 介護者の状況

個別的状況	点数
本人には同居者がいない。	6
介護者に、病気（注 1）や障がい等（注 2）がある。	
介護者は、一人で本人を含め 2 人以上の障がい等がある方を介護している。	
介護者は、75 歳以上である。	5
介護者は、週平均 40 時間以上勤務をしている。	
介護者は、65 歳以上 74 歳以下である。	4
介護者は、週平均 20 時間以上 40 時間未満勤務をしている。	
介護者は、12 歳以下（中学校入学前）の子どもを育児中である。	
介護のために仕事を退職した。	2
*その他に記載がある場合 その他の記述及び裏面特記事項の内容から判断し評価採点する。 ・介護者が未成年である。… 1 点 ・介護のために退学した。… 3 点 ・その他、意見書から介護者の状況を判断し、個別的状況の内容を鑑み、妥当と思われる点数をつける。	

（注 1）「病気」とは長期の入院中、又は進行性・慢性疾患等のため定期的な通院を余儀なくされており、介護ができない状態をいう。

（注 2）「障がい等」とは要支援 1 以上、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病等の医療証の交付を受けている場合をいう。

3 認知症の周辺症状

個別的状況	点数
3 項目以上該当	3
2 項目該当	2
1 項目該当	1
該当なし	0

※医療機器の使用、病気については評価しない。

4 住まいの状況

個別的状況	点数
住居（グループホーム及びケアハウスを含む。）から立ち退きを迫られている。	3
入院中・入所中であるが、戻る家がない。	
有料老人ホーム等に入所中であるが、経済的理由で退所予定である。	2
部屋または家が 2 階以上にあるが、エレベーター等の昇降手段がない。	1
介護上の問題から住宅改修が必要だが、家主の承諾が得られない又は敷地が狭小等の理由で改修できない。	
介護上の問題から住宅改修が必要だが、経済的な理由で改修できない。	0
住宅に介護上の問題はない。	

5 区外申込者

個別的状況	点数
区外申込者（葛飾区からの申込者を除く。）	－ 8
葛飾区からの申込者	－ 2
合 計	2 2

別表2（第4条関係）

職 名
足立区内特別養護老人ホーム施設長（全施設）
足立区介護支援専門員代表
基幹地域包括支援センター長
高齢福祉課長
介護保険課長
地域包括支援センター長代表

別記（第3条関係） 優先入所第二次評価基準

申込書表面及び裏面、介護支援専門員等の意見により、第一次評定において算定された点数に加点する。例えば、養護老人ホームに措置されている者、その他第一次評定より更に点数を加算することが望ましい者について、マイナス8点から8点までを加算する。

細目については、足立区特別養護老人ホーム優先入所第二次評価基準取扱指針（21足福サ発第256号 平成21年4月30日 福祉部長決定）において定める。ただし、別表1の5区外申込者の部区外申込者（葛飾区からの申込者を除く。）の項個別的情况の欄に定める状況に該当する者が老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している場合は、足立区特別養護老人ホーム優先入所第二次評価基準取扱指針の規定に関わらずマイナス2点を加点するものとする。